

令和8年度親子のための相談LINE事業委託業務
公募型プロポーザル選定審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度親子のための相談 LINE 事業委託業務に係る企画提案募集要領（以下「公募要領」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 選定委員会の設置

1の委託候補者を選定するために、令和8年度親子のための相談 LINE 事業委託業務候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

3 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会は、別添1の委員をもって構成する。
- (2) 選定委員会の委員長は、児童相談・養育支援室長とする。
- (3) 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長に事故又は委員長が欠けたときにその職務を代行する。
- (4) 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (5) 選定委員会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 審査事項

選定委員会は、公募要領に基づき提出された提案を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。

(別添1)

令和8年度親子のための相談LINE事業委託業務候補者選定委員会委員

	所属名	職名	備考
1	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	室長	委員長
2	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	企画幹	副委員長
3	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	課長補佐	
4	中央児童相談所	所長	
5	松本児童相談所	所長	